平成２６年（フ）第１５８号
札幌市白石区川下577番地９　ぽだい樹
債務者　山崎千恵子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２号
札幌市北区新琴似９条14丁目５番19号
債務者　鈴木千代美
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３号
札幌市豊平区水車町３丁目１番１―203号
債務者　鈴木　ゆか
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５号
北海道石狩市樽川３条３丁目６番地　グループホームきぼう２―105号
債務者　中道　志郎
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１号
札幌市北区南あいの里７丁目２番25号
債務者　金子みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４号
札幌市手稲区富丘４条６丁目１番３―106号
債務者　山岸　和子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４８号
北海道千歳市緑町１丁目１番14号　伊藤荘101号
債務者　井口はな衆
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６１号
群馬県高崎市剣崎町580番地５、住民票上の住所群馬県高崎市下里見町272番地２
債務者　坂本　剛志
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６号
群馬県高崎市下豊岡町562番地２　タウンハウスとよおか103号
債務者　藤森　重勝
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４９号
相模原市南区相模台７丁目９番２号　ハイネスＫ101号室
債務者　平井実紀子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６号
相模原市南区相南４丁目13番18号　セラン相南206号
債務者　山口　幹男
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４６号
相模原市中央区並木３丁目１番19―508号
債務者　須田真理子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６１号
相模原市南区南台５丁目10番９号　第二平和荘202
債務者　西本美津子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４２号
堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション315号
債務者　三喜ワークスこと　花山　三郎
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
堺市北区大豆塚町２丁12番地２　アベリアコート101号
債務者　松本　晃明
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
堺市西区浜寺昭和町５丁643番地３
債務者　井上　貴代
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
大阪府松原市阿保５丁目15番12号
債務者　大賀　國彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係